

第4章 安全・快適な 生活空間のあるまち 【生活基盤】

序論

基本構想

基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章



施策体系

第4章

【生活基盤】

安全・快適な生活空間のあるまち

節

第1節【道路交通・公共交通網】

地域公共交通の活性化と都市交通網の整備

第2節【生活基盤】

快適な日常生活を支えるための
生活基盤の整備

第3節【土地利用・景観形成】

適切な土地利用の推進と牛久らしい景観づくり

第4節【地域情報化】

生活を便利にする地域情報化の推進

第5節【衛生環境】

生活にやすらぎを与える
さわやかな衛生環境の確保

第6節【消防・防災】

消防・防災対策の推進

第7節【交通安全】

交通死亡事故ゼロを目指した交通安全の推進

施策の展開方向

- (1) 便利で快適な移動を支える道路交通網を整備する（主要道路・幹線道路の整備）
- (2) 市民の足を支える公共交通の利用環境を整備する（市内公共交通の利便性向上）
- (3) 交通弱者の移動手段の確保・充実を推進する（福祉有償運送サービスの整備）
- (4) 近隣市町村へ移動しやすい交通ネットワークを構築する（広域間交通ネットワークの構築）
- (5) 駅利用者の利便性を向上する（JR常磐線利用環境の向上）
- (6) 市民の快適な自転車利用を促進する（自転車利用環境の整備）

- (1) 安全で快適に利用できる道路環境を整備する（計画的な道路環境整備）
- (2) 市内どこでも安心して水道が利用できる環境を整備する（水道水の安定供給）
- (3) 自然環境保全と防災拠点機能を併せ持った公園を整備する（公園・緑地の計画的整備）
- (4) 集中豪雨などによる浸水被害への対策を推進する（雨水排水施設の整備推進）
- (5) 分かりやすい町名地番を実現する（町界町名地番の整理）

- (1) 地域の個性を活かした土地利用を推進する（適切な都市計画の運用）
- (2) 美しい街並みづくりを推進する（景観形成）

- (1) ICTの活用による市民サービスの利便性向上を推進する（行政サービスにおけるICT活用）
- (2) 市民が利用しやすい窓口づくりを推進する（窓口サービスの利便性向上）

- (1) 快適な生活環境の保全を推進する（都市生活型公害等への対策）
- (2) 動物と市民がともに暮らせる環境づくりを推進する（動物愛護・適正飼育）
- (3) 周辺環境に配慮した墓地や埋火葬の適正な管理を推進する（墓地や埋火葬の適正管理）
- (4) 生活環境を良好に保つための空家対策を推進する（空家の実態把握と対策の推進）

- (1) 日常生活における防災への意識向上を促進する（防災に関する啓発）
- (2) 災害時等に迅速に対応できる体制づくりを推進する（防災・救急体制の強化）
- (3) 災害に強い地域づくりに向けた基盤整備を推進する（防災施設・設備の整備）
- (4) 広域連携による防災体制の整備を推進する（防災分野での広域連携）

- (1) 交通事故の発生を防ぐ施設整備を推進する（交通安全施設の整備）
- (2) 交通安全に対する意識やマナーの向上を促進する（交通ルール等の普及啓発）
- (3) 交通事故当事者の経済的・精神的な負担を軽減する（交通事故当事者への支援充実）

第1節

道路交通・
公共交通網

地域公共交通の活性化と都市交通網の整備

関連
計画

総合計画前期基本計画、都市計画マスタープラン、地域公共交通網形成計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略

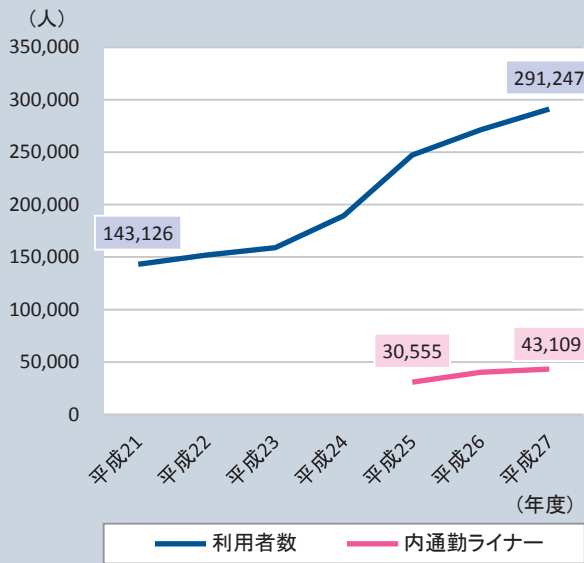
現状

- ◆本市の位置は、東京都や千葉県に近い茨城県南部にあり、つくば市や土浦市など、県内でも経済・人口規模の大きな自治体に隣接しています。交通網をみると、鉄道はJR常磐線、自動車専用道路は首都圏中央連絡自動車道と常磐自動車道、国道は6号線・408号線が整備されています。この位置と交通網が市民の生活利便性を高めており、人口減少社会においても本市に人口が流入し、人口増加が続いている大きな要因となっています。
- ◆モータリゼーション※の進展に伴い、市民の移動手段が自家用車中心になったことから、路線バスの縮小や交通渋滞の発生などが問題となっており、また、高齢化の進展により交通弱者が増加しています。そうした中、本市では、コミュニティバス※「かっぱ号」の運行や民間の移送サービスへの支援により、公共交通の拡充や、交通弱者の移動手段の確保に取り組んでいます。

課題

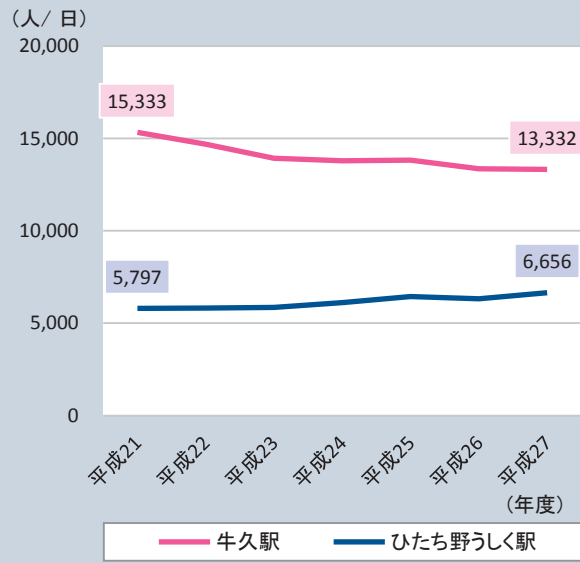
- 本市への人口流入の継続と、市民の生活利便性の向上が実現されるよう、今後も道路交通網、公共交通網の整備・拡充をすすめていくことが必要であり、そのためには市民のニーズや移動の実態をふまえた取り組みが必要となります。また、そうした取り組みをすすめるためには、市内交通の充実だけでなく、JRやバス会社、移送サービス業者、近隣市町村などと連携していくことが重要です。
- 健康や環境といった面からも、自動車から公共交通や自転車、徒歩への移動手段のシフトが重視されるようになっており、鉄道および駅を中心とした公共交通体系の整備や、自動車・自転車・歩行者の共存しやすい道路の整備が必要となっています。
- 人口減少社会や少子高齢社会において都市の持続可能性を高めるためには、都市の様々な機能を集約したコンパクトシティ※の形成が有効とされています。本市でも、中心市街地に都市機能を集約し、地域生活圏と連携を図ることとしており、公共交通や道路網はそのようなまちづくりの軸となるものです。そのため、現在の市民ニーズや移動の実態に対応しつつ、長期的なビジョンに沿った公共交通、道路網の整備をすすめていく必要があります。

[かつば号利用者数の推移]



資料：政策企画課

[JR 牛久駅、ひたち野うしく駅の
1 日平均乗車客数の推移]



資料：東日本旅客鉄道株式会社

施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

(1)

便利で快適な移動を支える 道路交通網を整備する (主要道路・幹線道路の整備)

- ① 国道 6 号牛久土浦バイパスの整備要請や国道 6 号と交差する交差点の改良などにより、国道 6 号の渋滞緩和を図ります。
- ② 城中・田宮線（市道 23 号線）などの道路整備により、市内の交通の分散化を促進します。
- ③ 茨城県や沿線自治体と連携し、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の暫定 2 車線の 4 車線化について整備要望活動を継続的に実施します。
- ④ 近隣市町村との連携により、市域を超えた広域的な移動の利便性向上と地域経済の活性化に資する道路交通網を整備します。

(2)

市民の足を支える公共交通の 利用環境を整備する (市内公共交通の利便性向上)

- ① 超高齢社会や環境問題などに配慮した公共交通体系の構築を推進します。
- ② コミュニティバスかつば号の運航路線や便数・運行時間の定期的な見直しなどにより、コミュニティバスかつば号を利用する機会を増やします。
- ③ 利用者の利便性向上の視点から交通系 IC カードの導入を推進します。
- ④ 高齢者などに配慮した公共交通機関のバリアフリー※化を推進します。

(3)
**交通弱者の移動手段の
 確保・充実を推進する**
 (福祉有償運送サービスの整備)

- ①公共交通空白地有償運送（旧過疎地有償運送）などの民間サービスを支援し、交通空白地域における高齢者等交通弱者の移動をサポートします。

(4)
**近隣市町村へ移動しやすい
 交通ネットワークを構築する**
 (広域間交通ネットワークの構築)

- ①コミュニティバスや民間団体等の移送サービスの近隣市町村への相互乗り入れ、相互利用などを推進します。
- ②牛久駅発路線バスのつくばエクスプレス乗車駅等への便数増加などの要望を継続し、広域移動手段の拡充を促進します。
- ③民間バス会社、県、近隣市町村と連携し、稲敷エリア広域バスの実証運行に取り組みます。

(5)
駅利用者の利便性を向上する
 (JR常磐線利用環境の向上)

- ①JR常磐線の輸送力強化に関する要望により、JRのより一層の利便性向上を促進します。
- ②多くの特急および中距離電車の東京駅・品川駅乗り入れや、東海道線の相互乗り入れ要望により、東京方面への通勤・通学者などの利便性向上を促進します。
- ③駅周辺駐車場の整備などにより、自家用車や自転車からの乗り換え利便性向上を図ります。

(6)
**市民の快適な
 自転車利用を促進する**
 (自転車利用環境の整備)

- ①自転車道の整備やコミュニティ・レンタサイクルシステム※の構築などにより、市民が安全で手軽に自転車を利用できる環境を整備します。
- ②駅前の放置自転車対策の強化や自転車利用者のマナー向上を促進し、自転車と歩行者が安全に共存できる環境を整備します。

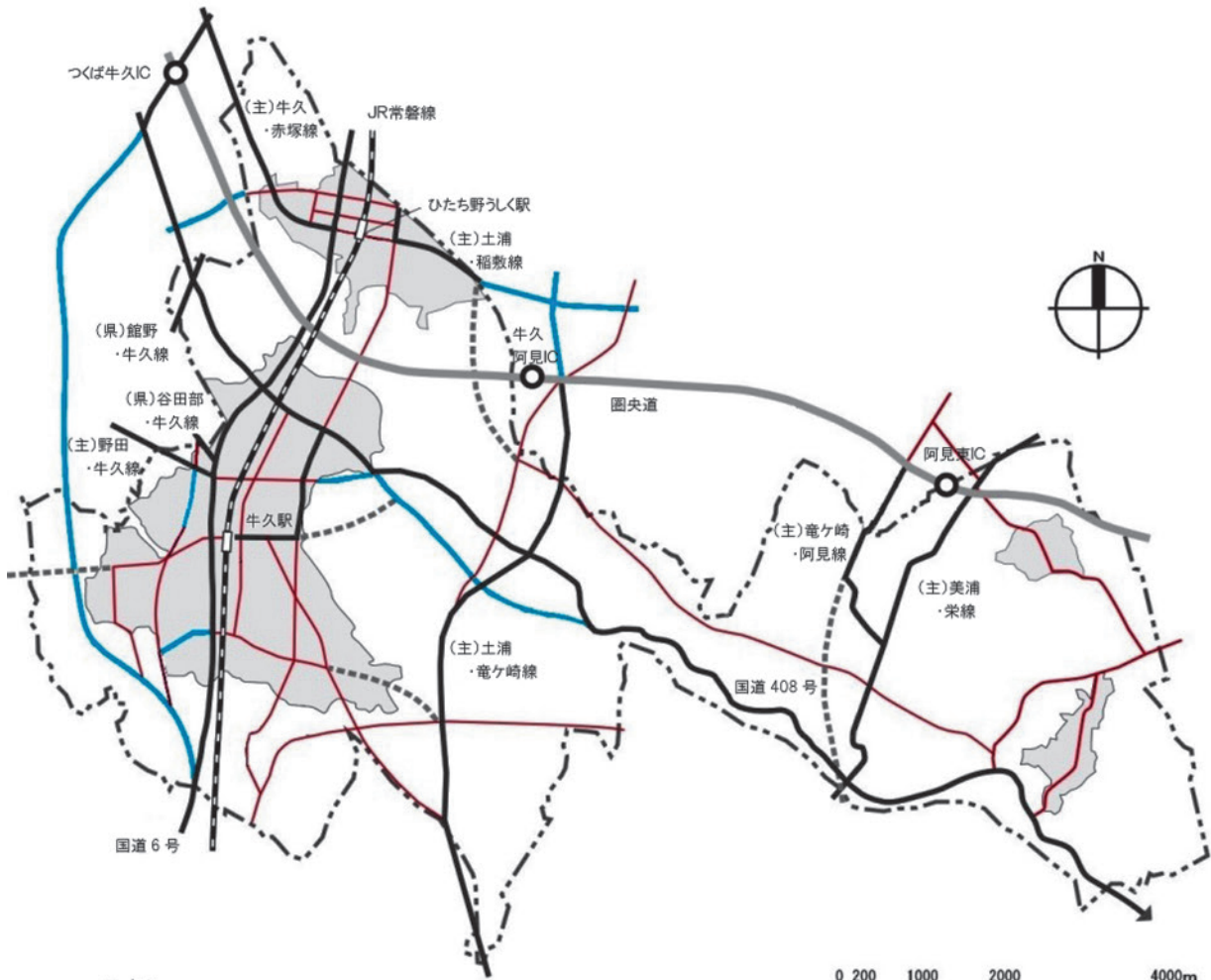
目 標 指 標

指 標	平成 27 年度 (実績値)	平成 32 年度 (目標値)
都市計画道路の整備率	71.5%	73.2%
コミュニティバスかつば号乗客数	291,247 人/年	310,000 人/年
公共交通空白地有償運送利用者数	1,586 人/年	1,950 人/年

[用語解説]

モータリゼーション	自動車輸送機関としてだけでなく、市民生活の中に入り込んできている文化的・社会的状態。
コミュニティバス	地域共同体、もしくは、自治体が住民の移動手段を確保するために運行するバス。
コンパクトシティ	住宅、店舗、工場などに利用される土地の郊外への拡大を抑制しつつ、中心市街地の活性化が図られた、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市、もしくはそれを目指した都市政策。
バリアフリー	障がい者や高齢者の日常生活の妨げとなる様々な障壁（バリア）を取り除くこと。
コミュニティ・レンタサイクルシステム	レンタルサイクル（自転車）の一種で、ある地域に複数の自転車貸出拠点（サイクルポート）を設置し、どのサイクルポートでも自転車の貸出・返却ができるようなシステムとしたもの。

[市内の道路網と計画および構想道路の状況]



凡例

-  自動車専用道路
-  国道 主要地方道 一般県道
-  市内幹線
-  計画道路
-  構想道路
-  市街化区域

序論
基本構想
基本計画
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章

第2節 生活基盤

快適な日常生活を支えるための

生活基盤の整備

関連
計画

総合計画前期基本計画、都市計画マスタープラン

現状

- ◆本市は、位置・交通といった地理的優位性などを背景として、出産・子育て世代を中心とした転入が続いたことによって、ベッドタウンとして発展してきました。昭和40年代から、牛久駅周辺や郊外に次々と宅地が造成され住宅建築がすすみ、平成10年のひたち野うしく駅開業以降は当駅を中心とした開発がすすんでいます。
- ◆造成に伴って整備された道路や上下水道、雨水排水等の都市施設は、造成した時期における一般的な規格やルールに基づいて作られています。そのため、早い段階に造成された地域では、現在の交通量に対して幅員が狭い道路や歩道のない危険な道路、雨水の排水能力不足により集中豪雨時に浸水被害が発生しやすい地区があります。

課題

- 比較的早い時期に造成された住宅地等の生活道路や上下水道、雨水排水施設などにおいて、日常生活の安全・安心を確保するための整備をすすめていく必要があります。
- 平時は市民の憩いの場であり、災害等の緊急時には避難場所となる公園や緑地において、地域の利用にあわせた整備や、市民主体による保全と活用をすすめていくことが必要です。

[市道の整備状況]

年	路線数	道路実延長※(m)	舗装済延長(m)	舗装率(%)	改良済延長※(m)	改良率(%)
平成23	3,078	761,022	516,792	67.9	433,833	57.0
平成24	3,098	763,238	519,726	68.1	437,526	57.3
平成25	3,135	767,967	526,064	68.5	444,149	57.8
平成26	3,145	768,967	527,862	68.6	447,350	58.2
平成27	3,154	769,769	528,908	68.7	448,623	58.3
平成28	3,167	771,424	530,843	68.8	451,075	58.5

各年3月31日現在

資料：道路維持課

[準用河川※の整備状況]

名称	河川区分	水系	実延長(m)	指定区間(m)	改修済延長(m)	改修率(%)
刈谷川	準用河川	利根川水系	1,750	1,750	200	11.4
柏田川	準用河川	利根川水系	2,843	1,500	1,500	100.0
結束川	準用河川	利根川水系	2,000	1,900	470	24.7
太田川	準用河川	利根川水系	2,150	1,700	0	0.0
根古屋川	準用河川	利根川水系	1,850	1,500	1,100	73.3
遠山川	準用河川	利根川水系	1,950	1,500	0	0.0

平成29年1月10日現在

資料：茨城県・下水道課

[公園設置状況]

区分		設置数	面積(m ²)
都市公園	運動公園	1	150,243.00
	街区公園※	20	75,844.01
	近隣公園※	2	82,628.58
	計	23	308,715.59
その他公園・広場等	緑地	104	185,150.40
	一般公園	118	169,514.25
	計	222	354,664.65

平成28年3月31日現在

資料：都市計画課

[公園里親制度により活動している行政区（自治会）]

竹の台、小坂団地、東みどり野、上柏田、第2つつじが丘、むつみ、つつじが丘、向台、栄町、奥原、かわはら台、下根ヶ丘、松ヶ丘、柏田台、ひたち野東、ひたち野、女化西、神谷
計18行政区(自治会)

平成27年度末

資料：都市計画課

施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

(1)

安全で快適に利用できる 道路環境を整備する (計画的な道路環境整備)

- ①幅員4m未満の狭あい道路の拡幅整備により、緊急車両の通行確保や防災性の向上を図ります。
- ②生活道路や市道の凹凸の早期発見・修繕など、各道路の適正な維持管理をすすめます。
- ③通学路や危険箇所の歩道などの整備により、安全な歩行空間を確保します。
- ④主要幹線道路の整備などにより、地域間の交通や市内交通の円滑化を促進します。
- ⑤通学路や公共施設周辺などを中心とした道路環境のバリアフリー※化を推進します。

(2)

市内どこでも安心して水道が 利用できる環境を整備する (水道水の安定供給)

- ①茨城県南水道企業団に上水道の市全域への給水要請を行うことにより、水道水の安定供給を推進します。
- ②水道水を大切に使う広報活動や、小規模水道等の管理および地下水の安全利用などに関する啓発活動を継続的に実施します。
- ③地下水水質の汚染が明らかになった地点周辺で必要に応じ、県と協力し住民への周知および地下水の汚染状況の調査を実施します。

(3)

自然環境保全と防災拠点機能を 併せ持った公園を整備する (公園・緑地の計画的整備)

- ①市街地における緑地や都市公園の計画的な配置により、地域の防災避難場所の確保や市民の憩いの場の充実を図ります。
- ②公園の里親活動※への支援などを推進し、市民参加による公園・緑地・街路樹の維持管理を促進します。

序論

基本構想

基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

(4)
集中豪雨などによる
浸水被害への対策を推進する
(雨水排水施設の整備推進)

- ①雨水管や都市下水路※の整備を推進し、集中豪雨などによる浸水被害防止を図ります。
- ②調整池機能を持った緑地広場などの整備により、浸水被害の改善と下流施設への負担軽減を推進します。
- ③根古屋川や結束川などの準用河川における改修・整備を推進します。

(5)
分かりやすい町名地番を
実現する
(町界町名地番の整理)

- ①市内の町名や地番等の見直しにより、分かりやすい町名・地番を実現します。

目 標 指 標

指 標	平成 27 年度 (実績値)	平成 32 年度 (目標値)
公園里親加入行政区数	18 行政区	20 行政区
床下浸水被害件数	0 件/年	0 件/年
市道の改良率	58.5%	60.0%

[用語解説]

道路実延長	高速自動車国道を除く道路の総延長から重用延長、未供用延長および渡船延長を除いた延長をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ・重用延長：上級の路線に重複している区間の延長。 ・未供用延長：路線の認定の告示がなされているが、まだ供用開始の告示がなされていない区間の延長。 ・渡船延長：海上、河川、湖沼部分で渡船施設があり、道路法の規定に基づき供用開始されている区間の延長。
改良済延長	狭あい道路の拡幅などを主にした道路整備事業で、その実施済みの長さを指す。
準用河川	国や県が管理する一級河川および二級河川の法河川と同様に河川法を準用することによって、末端河川の管理の強化を図るために指定された河川で、市町村長が指定して管理を行なうもの。
街区公園	都市計画区域内で整備される最も身近な公園で、1ヶ所当たり面積 0.25ha を標準として配置する公園。
近隣公園	およそ 500m 以内の近隣の住民を対象として、休養・散策に供する公園。
バリアフリー	障がい者や高齢者の日常生活の妨げとなる様々な障壁（バリア）を取り除くこと。
公園の里親活動	市が管理する各行政区内の公園等を里子にみたく、市民が里親となって里子である公園を育てる活動。
都市下水路	地方公共団体が都市下水路事業として雨水を排水するための幹線管渠やポンプ場を整備するもの。基本的な施設は公共下水道と同様。

第3節

土地利用・
景観形成

適切な土地利用の推進と

牛久らしい景観づくり

関連
計画

総合計画前期基本計画、都市計画マスタープラン、まち・ひと・しごと創生総合戦略、(仮)空家等対策計画

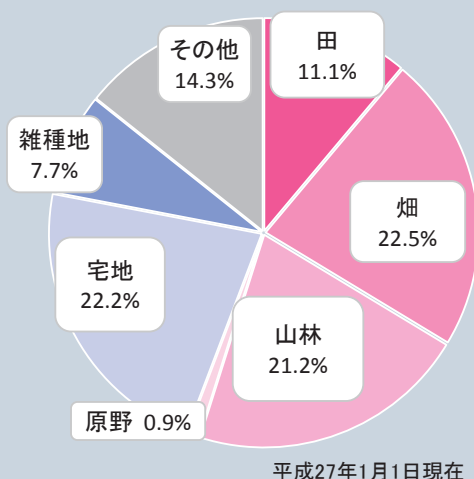
現状

- ◆本市は、牛久駅とひたち野うしく駅周辺に市街地が形成され、東部地域や南部地域には豊かな自然環境が残されています。昭和30年の宅地面積は224haでしたが、平成27年の宅地面積は1,309haと6倍近くまで増加して市域の22%を占めていますが、農地が約34%、山林が約21%を占め、原野などを加えると、市域の約55%は自然的土地利用となっています。
- ◆昭和41年に首都圏近郊整備地帯※の適用を受け、同年都市計画区域※の決定を行い、昭和43年には用途地域※の指定、昭和45年には市街化区域※と市街化調整区域※の決定を行いました。以降、総合計画や都市計画マスタープランなどに基づいて、計画的に市街地の整備をすすめてきました。
- ◆平成17年に景観法※が施行され、本市は平成19年4月に景観行政団体※となり、平成22年には牛久市景観計画を策定するとともに、牛久市景観まちづくり条例を施行しました。本市は、本計画および条例に基づき、市民、事業者、行政が一体となって良好な景観形成に取り組んでいます。

課題

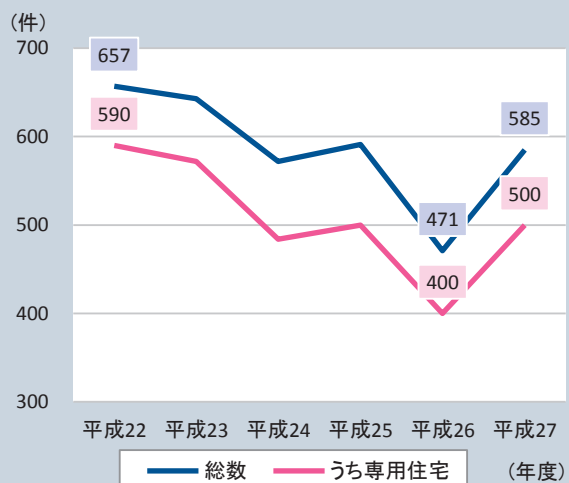
- ひたち野うしく駅周辺の新市街地では現在も開発がすすんでおり、子育て世代の流入が続いています。一方で、昭和40年代に開発された牛久駅周辺の市街地等では少子高齢化がすすんでおり、高齢単身世帯や空家の増加などが問題になっています。こうした地域においては、生活利便性の確保と世代循環の形成のため、都市機能の集約や中心市街地の活性化を目指した土地利用をすすめていく必要があります。
- 市街地を中心とした都市の街並み、農村・里山・水辺環境等の自然、それらが調和した空間など、本市ならではの個性的で魅力的な景観づくりをすすめていくことが必要です。

[地目別土地利用状況]



資料：税務課

[建築確認申請件数の推移]



資料：施設整備課

【景観形成計画抜粋】

	市内全域(重点地区除く)	重点地区									
		牛久沼周辺	遠山		結束	シャトー周辺	牛久駅周辺				
位置	歩行者への圧迫感を軽減するよう配慮	眺望、景観資源に配慮 道路境界線から1m以上後退			景観資源に配慮	壁面を揃える					
形態意匠	高さは、圧迫感を生じないように配慮	10m以下			17m以下	—					
色彩	外壁、屋根、屋上設備等の外観の色彩(ベースカラー)は、以下の範囲とする。ただし、アクセントカラーとして慎重に用いる場合は、この限りではない。										
	色層	R	YR	Y	GY	G	BG	B	PB	P	RP
	明度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	彩度	4以下	6以下	4以下	2以下	2以下	2以下	2以下	2以下	2以下	2以下
						(日本工業規格Z8721に定めるマンセル表色系による)					
材料	周辺地域の景観との調和に配慮	自然素材風			母屋は瓦に類するもの	シャトーカミヤの景観と調和	—				
外構・植栽	植栽は、高・中・低木の適切な配置に努め、緑化に配慮する。また、既存の樹木の活用に配慮	牛久沼に面して建築物が直接見えないよう高木を植栽	谷津田に面して		屋敷林の保全に配慮	植栽は、高・中・低木の適切な配置に努め、緑化に配慮する。また、既存の樹木の活用に配慮					
その他	自動販売機等の設置は、建築物や周辺地域の景観との調和に配慮	ゴミ集積所、その他の設置物等の配置は、建築物や周辺地域の景観との調和に配慮			自動販売機は、落ち着いた色彩		建築物のライトアップ等に配慮				

※詳細は牛久市景観形成計画第3章
資料：施設整備課

施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

**(1) 地域の個性を活かした土地利用を推進する
(適切な都市計画の運用)**

- ①都市計画基礎調査※に基づき、用途地域などの継続的な見直し・管理を行います。
- ②地区計画制度※の活用や開発行為、建築行為への適切な指導などにより、地域住民の意向や地区の個性等を活かしたまちづくりを推進します。
- ③まちづくりのルールや制度の周知・啓発、市民主体のまちづくり活動への支援などにより質の高い住環境の形成を促進します。
- ④牛久駅周辺への立体駐車場などの整備により、中心市街地への人の流れの増加とにぎわいづくりを促進します。
- ⑤牛久駅周辺の土地の高度利用を図り、住宅地等の整備などを促進します。

**(2) 美しい街並みづくりを推進する
(景観形成)**

- ①牛久市景観計画に基づく建築物や開発行為などへの指導・誘導、違反屋外広告物に対する適正指導により、調和のとれた街並みの形成を促進します。
- ②景観形成に関する啓発や広報等による情報提供などを積極的に実施し、市民主体の景観形成を促進します。
- ③「空家バンク制度」を活用した空家・空店舗等の所有者と賃貸・購入希望者のマッチングや入居支援などにより、空家の増加による景観悪化の改善を図ります。(1章6節(2)⑤の再掲)

序論

基本構想

基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

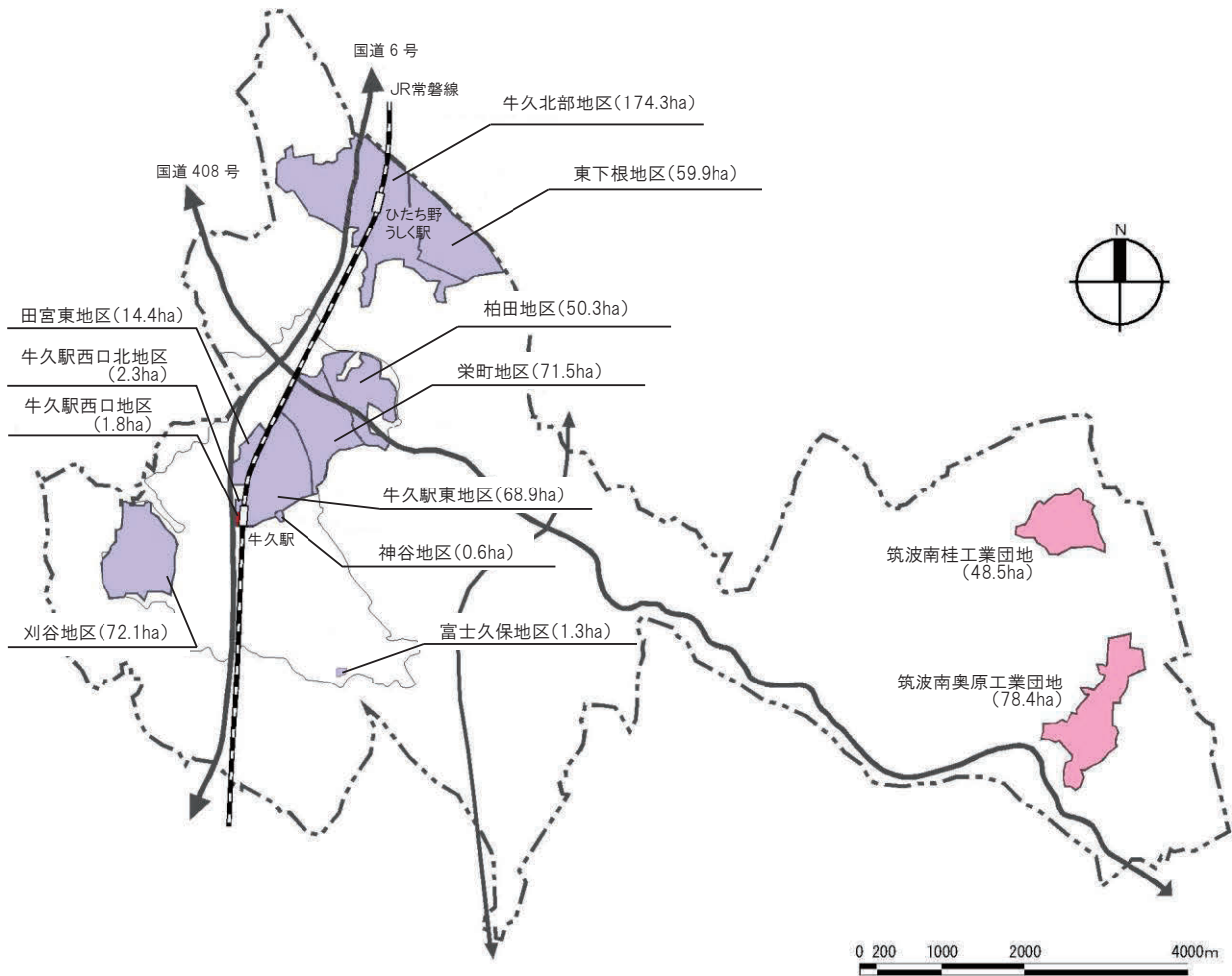
目標指標

指標	平成 27 年度 (実績値)	平成 32 年度 (目標値)
建築確認申請件数	585 件/年	500 件以上/年
違反屋外広告物の苦情・通報件数	10 件/年	0 件/年

[用語解説]

首都圏近郊整備地帯	既成市街地の近郊で、無秩序な市街地化を防止するため、計画的な市街地として整備し、あわせて緑地を保全する必要がある区域
都市計画区域	自然的・社会的条件、人口、産業、土地利用、交通量等の現況とその推移を考慮して、一体の都市として、総合的に整備し、開発しおよび保全する必要がある区域として指定されたもの。無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、「市街化区域」および「市街化調整区域」に区分（線引き）する。さらに市街化を誘導する市街化区域等については、用途地域をはじめとする地域地区等を定める。
用途地域	都市計画法の地域地区のひとつで、用途の混在を防ぐことを目的としている。住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもの。
市街化区域	都市計画において、既に市街地を形成している区域および概ね 10 年以内に計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域。
景観法	都市・農山漁村等における良好な景観を国民共通の資産と認め、その整備と保全を図る法律。
景観行政団体	景観法により定義される景観行政を司る行政機構。
都市計画基礎調査	都市計画法で定められた定期調査で、地方自治体が、おおむね 5 年ごとに行うこととされるもの。都市化の動向に応じた都市計画の見直しを図るために行われる。人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量その他の事項に関する現況、および将来の見通しについての調査。
地区計画制度	住民の合意に基づき、地域にふさわしい街づくりのルールを都市計画法によって定める制度。

[市街地開発事業実施状況図]



凡例

- 土地区画整理事業(完了)
- 工業団地造成事業(完了)
- 市街地再開発事業(完了)
- 市街化区域

第4節 地域情報化

生活を便利にする地域情報化の推進

関連
計画

総合計画前期基本計画

現 状

- ◆現在、ブロードバンド※環境の整備、スマートフォンやタブレットの普及により、だれでも、いつでも、どこにいても、インターネットから多様な情報を入手したり、サービスを購入したりできるようになりました。
- ◆行政においても、住民基本台帳ネットワークシステムやマイナンバー制度の導入などにより、インターネットにより提供が可能な行政サービスが増加しています。
- ◆本市では、インターネットによる情報伝達手段として、市ホームページやかっぱメール（牛久市メールマガジン）の拡充や、うしくれしく放送（コミュニティFM）のサイマル放送※導入、公共施設での公衆無線LAN※の提供などをすすめています。
- ◆また、いばらき電子申請・届出サービスやいばらき公共施設予約システムの活用により、市民の利便性向上を図っています。

課 題

- インターネットは、平時だけでなく災害時などにおいても重要な情報伝達手段であり、行政サービスの拡充だけでなく、災害・事故等に強い情報基盤の構築が必要となっています。
- 情報を管理・運用する技術の高度化がすすんでおり、行政手続きの効率化や省力化によるコスト削減や情報セキュリティの強化を図っていくことが必要です。
- インターネットの活用をすすめると同時に、ワンストップサービス※体制や休日のサービス提供の継続的な改善により、市民のより利用しやすい窓口づくりをすすめていく必要があります。

[インターネットサービスの活用状況]

	平成27年度
かっぱメール登録数(アドレス)	17,685
牛久市ホームページ(トップページ)アクセス数(件)	360,611
いばらき電子申請・届出サービスで可能な手続数(件)	43
いばらき電子申請・届出サービスの利用件数(件)	9

資料：情報政策課

[市内の公共施設で提供している公衆無線LAN（Wi-Fi）サービス]

施設名	住所	提供サービス
牛久市役所本庁舎2階	牛久市中央3丁目15番地1	FREESPOT
牛久市役所本庁舎2階	牛久市中央3丁目15番地1	ギガらくWi-Fi
牛久運動公園体育館	牛久市下根町1400番地	FREESPOT
エスカード出張所	牛久町280番地	FREESPOT
牛久自然観察の森ネイチャーセンター	牛久市結束町489番地1	Japan Connected-free Wi-Fi
総合福祉センター	牛久市女化町859番地3	Japan Connected-free Wi-Fi
牛久駅東口広場	牛久市中央5丁目14番地21	Japan Connected-free Wi-Fi
リフレプラザ	牛久市ひたち野東1丁目33番地6	ギガらくWi-Fi

平成29年1月現在

資料：情報政策課

[休日窓口の証明発行利用率の推移]

(単位:%)

年度	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
利用率	7.5	7.3	8.5	7.6	7.5	7.6	7.3

資料：総合窓口課

施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

(1)

ICT[※]の活用による
市民サービスの利便性向上を
推進する

(行政サービスにおけるICT活用)

- ① ICT技術の活用により、公衆無線LANによるインターネットを利用できる環境を作るとともに、市ホームページおよびかつぱメール（牛久市メールマガジン）の充実や、いばらき電子申請・届出サービスの利便性向上を推進します。
- ② 茨城県や近隣市町村と連携し、ICT技術を活用した手数料收受や証明書交付などのサービス提供を検討し導入します。
- ③ マイナンバーカードの活用による市民の利便性向上を検討します。

(2)

市民が利用しやすい
窓口づくりを推進する

(窓口サービスの利便性向上)

- ① ICT技術の活用により、行政手続きの効率化を推進します。
- ② 総合窓口によるワンストップサービス体制の継続的な改善を実施します。
- ③ 出張所等における証明書交付などにより、地域住民の利便性向上を推進します。

目標指標

指標	平成27年度 (実績値)	平成32年度 (目標値)
かつぱメール（牛久市メールマガジン）登録数	17,685 アドレス	24,000 アドレス
市ホームページアクセス数	360,611 件/年	620,000 件/年
休日窓口の証明書発行利用率	7.3%	10.0%

[用語解説]

ブロードバンド	電波や電気信号、光信号などの周波数の帯域幅が広いこと。また、それを利用した高速・大容量な通信回線や通信環境。
サイマル放送	1つの放送局が同じ時間帯に同じ番組を、異なるチャンネル（周波数）、放送方式、放送媒体で放送すること。うしくれしく放送はFMとインターネットで放送している。
公衆無線LAN	無線LANを利用したインターネットへの接続を提供するサービス。
ワンストップサービス	一度の手続きで、必要なことすべてを完了できるように設計されたサービス。
ICT（IT）	ICT「information and communication technology（情報通信技術）」。コンピューター・インターネット・携帯電話などを使う、情報処理や通信に関する技術を総合的に指している語。「information technology（情報技術）」とほぼ同義。

序論

基本構想

基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第5節 衛生環境

生活にやすらぎを与える

さわやかな衛生環境の確保

関連
計画

総合計画前期基本計画、環境基本計画、(仮)空家等対策計画

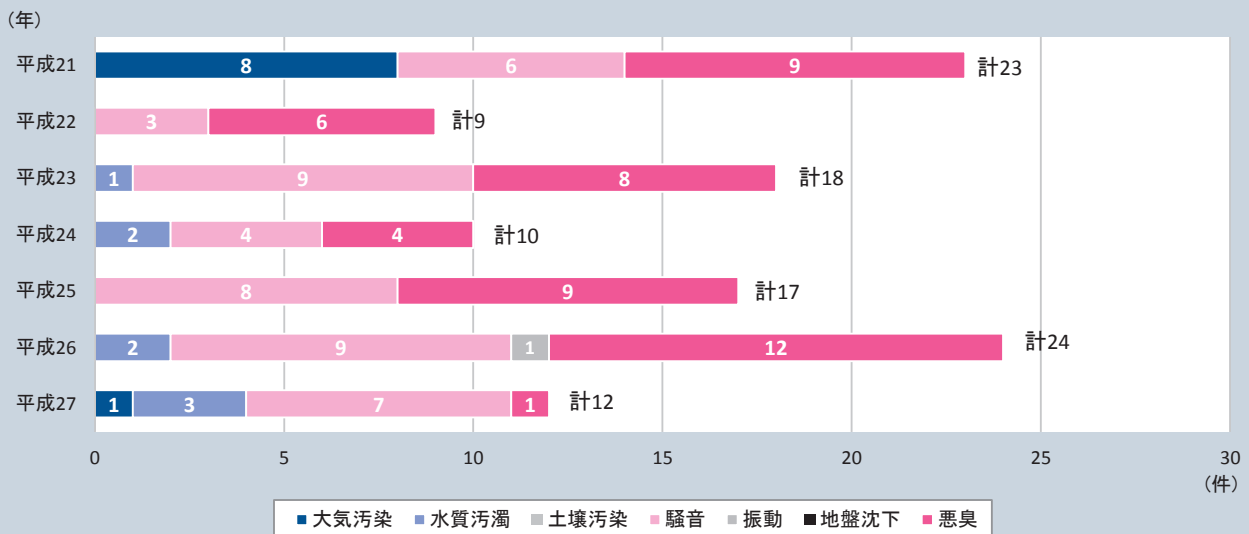
現状

- ◆市民生活の多様化や生活利便性の追求などにより、市民の生活環境が変化した結果、自動車の騒音や排気ガスによる大気汚染、廃棄物の不法投棄等、日常生活から発生する都市生活型公害の割合が高まっています。
- ◆家庭では、犬や猫だけでなく様々なペットが飼われるようになり、また飼い続けることが困難になって捨ててしまう人も多く、野良犬や野良猫の害だけでなく、外来種等の遺棄は生態系の破壊にもつながりかねません。
- ◆市内に空家が増加しています。放置された空家は、捨てられた動物の居場所、害虫の発生源、不法投棄の場所になるなど、地域の衛生環境を損ねる原因にもなりかねません。

課題

- 公害防止に関する啓発活動や定期的なモニタリングなどにより、公害を未然に防止するとともに、発見した場合は早期改善に取り組むことが必要です。
- ペットの遺棄は犯罪であることを周知するとともに、動物の飼い主としてのマナー等の啓発をすすめることで、市民と動物が共生できる社会づくりをすすめる必要があります。
- だれにも管理されない空家が発生しないよう、実態把握や相談体制の整備をすすめるとともに、空家を放置している所有者や相続人に対しては強い姿勢で改善を求めていくことが必要です。
- 周辺の環境に配慮した墓地や埋火葬が行われるよう、うしくあみ斎場の安定運営や墓地台帳の適正管理をすすめていく必要があります。

【公害苦情種類別受理件数の推移】



資料：環境政策課

施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

<p>(1) 快適な生活環境の 保全を推進する (都市生活型公害等への対策)</p>	<p>①PM2.5による大気汚染や自動車騒音、振動、交通量等について、定期的なモニタリングなどを実施し正確な情報を収集します。</p> <p>②事業所などにおける公害に関する啓発活動の実施により、公害の未然防止を図ります。</p> <p>③国や県、警察等との連携強化などにより、公害の発生源に対する適切な対応を推進します。</p> <p>④あき地の雑草除去を指導し、適正な管理を推進します。</p>
<p>(2) 動物と市民がともに暮らせる 環境づくりを推進する (動物愛護・適正飼育)</p>	<p>①畜犬の登録や狂犬病の予防接種など、ペットに関する飼育のルールの周知を図ります。</p> <p>②ペットの飼い主に対する飼育マナー向上などの啓発活動を実施し、動物と市民が共生できる環境をつくります。</p>
<p>(3) 周辺環境に配慮した墓地や 埋火葬の適正な管理を推進する (墓地や埋火葬の適正管理)</p>	<p>①墓地に関する情報を適正に管理します。</p> <p>②うしくあみ斎場の安定的な稼働を支援します。</p>
<p>(4) 生活環境を良好に保つための 空家対策を推進する (空家の実態把握と対策の推進)</p>	<p>①空家の実態を把握し、その発生の抑制および予防策を検討し推進します。</p> <p>②相談窓口等を設置し、管理不全によって生ずる諸問題の解消や円滑な相談などを支援します。</p> <p>③管理不全空家対策に強制力を持たせるための必要な措置を講じます。</p>

目標指標

指標	平成27年度 (実績値)	平成32年度 (目標値)
公害苦情件数 <small>※典型7公害(大気汚染、騒音、振動、悪臭、水質汚濁、地盤沈下、土壤汚染)といわれる公害の苦情件数</small>	12件/年	20件/年
空家バンクによる住宅あっせん成立件数	新規事業	15物件(累計)

序論

基本構想

基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第6節 消防・防災対策の推進

消防・防災

関連
計画

総合計画前期基本計画、都市計画マスタープラン、地域防災計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略

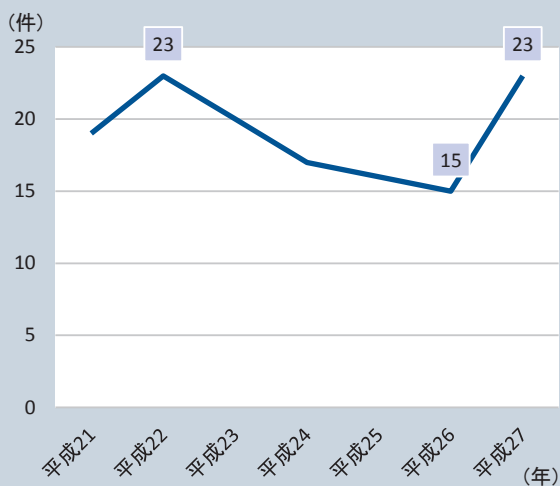
現状

- ◆本市の消防・防災については、常備消防として牛久消防署と牛久消防署東部出張所が設置されています。非常備消防の消防団は 28 個の分団で構成されており、常備消防とともに地域の消防・防災体制の中で重要な役割を担っています。また、消防団員が手薄となる平日昼間の火災に対応するため、平成 28 年 4 月に「機能別団員」を創設し、市職員 21 名による牛久市役所消防隊が発足しました。
- ◆火災の発生件数は、平成 22 年の 23 件から毎年減少し、平成 26 年には 15 件になりましたが、直近の平成 27 年では増加に転じ、23 件になりました。
- ◆救急の出動件数は、人口の増加や高齢化にともなって増加傾向にあり、特に急病による出動が増加しており、平成 21 年は 1,554 件でしたが、平成 27 年は 2,294 件となりました。
- ◆平成 23 年の東日本大震災では、地震による被害はもとより、原発事故による放射能の影響を受けるなど、想定外の事象が大きな混乱を招きました。

課題

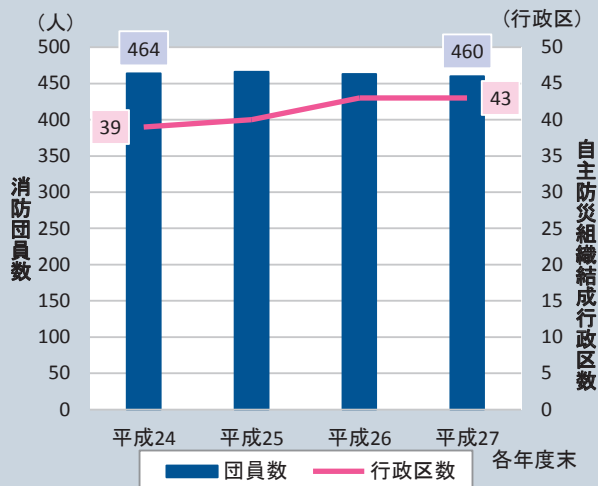
- 都市化の進展や生活様式の多様化による火災の状況の多様化に対する対応、発生の確率が高いとされている首都直下型地震への対応などにおいては、市民と行政の協働による「災害に強いまちづくり」をすすめていく必要があります。
- 救命率を向上させるため、A E D_※を市内の公共施設やコンビニエンスストア等に設置していますが、救急救命訓練などとおして、A E Dによる救命スキルの向上を図っていく必要があります。

【火災件数の推移】



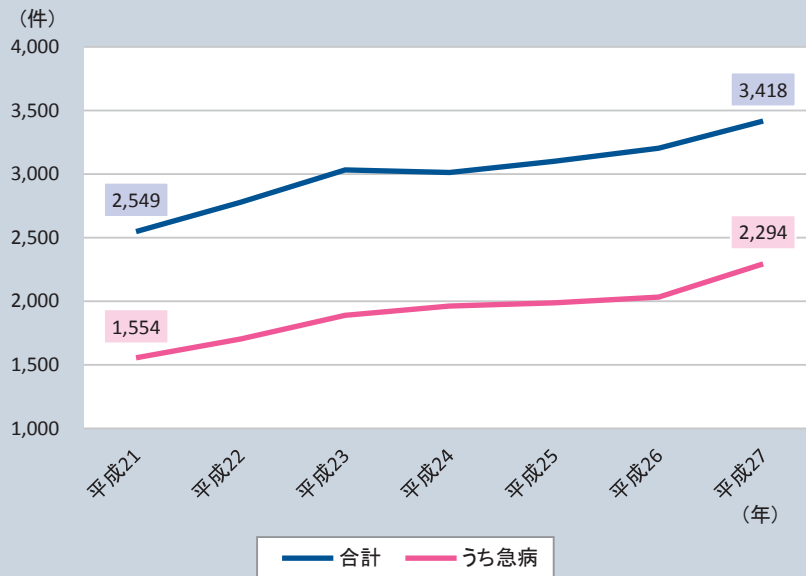
資料：稲敷消防年報

【消防団員数と自主防災組織を結成する行政区数の推移】



資料：交通防災課

[救急出動件数の推移]



資料：稲敷消防年報

施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

(1)

日常生活における防災への意識向上を促進する

(防災に関する啓発)

- ① 広報紙やパンフレット、コミュニティFM、インターネットなどを活用した防災情報の発信により、市民一人一人の防災意識の向上を促進します。
- ② 防災の専門家を活用した防災や危機管理に関する助言や意見交換会、講演などを実施し、官民の防災意識や災害への備えの強化を促進します。

(2)

災害時等に迅速に対応できる体制づくりを推進する

(防災・救急体制の強化)

- ① 自主防災組織の結成や活動への支援などにより、地域の安全は地域で守るという意識の醸成や地域主体の防災体制の育成・強化を促進します。
- ② 消防署、消防団、警察署、自主防災組織、行政区や行政機関などの関係団体・機関の連携により、地域防災力の強化を推進します。
- ③ 防災行政無線やFMうしくれしく放送（コミュニティFM）やかっぱメール（牛久市メールマガジン）などの活用により、災害発生時に迅速かつ的確な情報を発信します。

(3)
災害に強い地域づくりに向けた
基盤整備を推進する
(防災施設・設備の整備)

- ①耐震化に関する市民意識の啓発および、耐震化へ寄与する事業を実施します。
- ②地域コミュニティ単位に配慮し、災害時に救援や救護の拠点となる公共施設、避難所などの耐震化や機能の充実を推進します。
- ③消火栓や防火水槽の適切な場所への新設・維持管理、防災資機材や備蓄品の購入・管理により、災害時における被害軽減を図ります。

(4)
広域連携による防災体制の
整備を推進する
(防災分野での広域連携)

- ①稲敷広域消防への運営参加により、常備消防の消防力・防災力の一層の強化を推進します。
- ②茨城県広域避難計画に基づき、避難元市町村や関係団体などと協議・調整し、広域避難者の受入・支援体制の構築を図ります。

目 標 指 標

指 標	平成 27 年度 (実績値)	平成 32 年度 (目標値)
自主防災組織の結成数	43 組織	45 組織
消防団員数	460 人	490 人

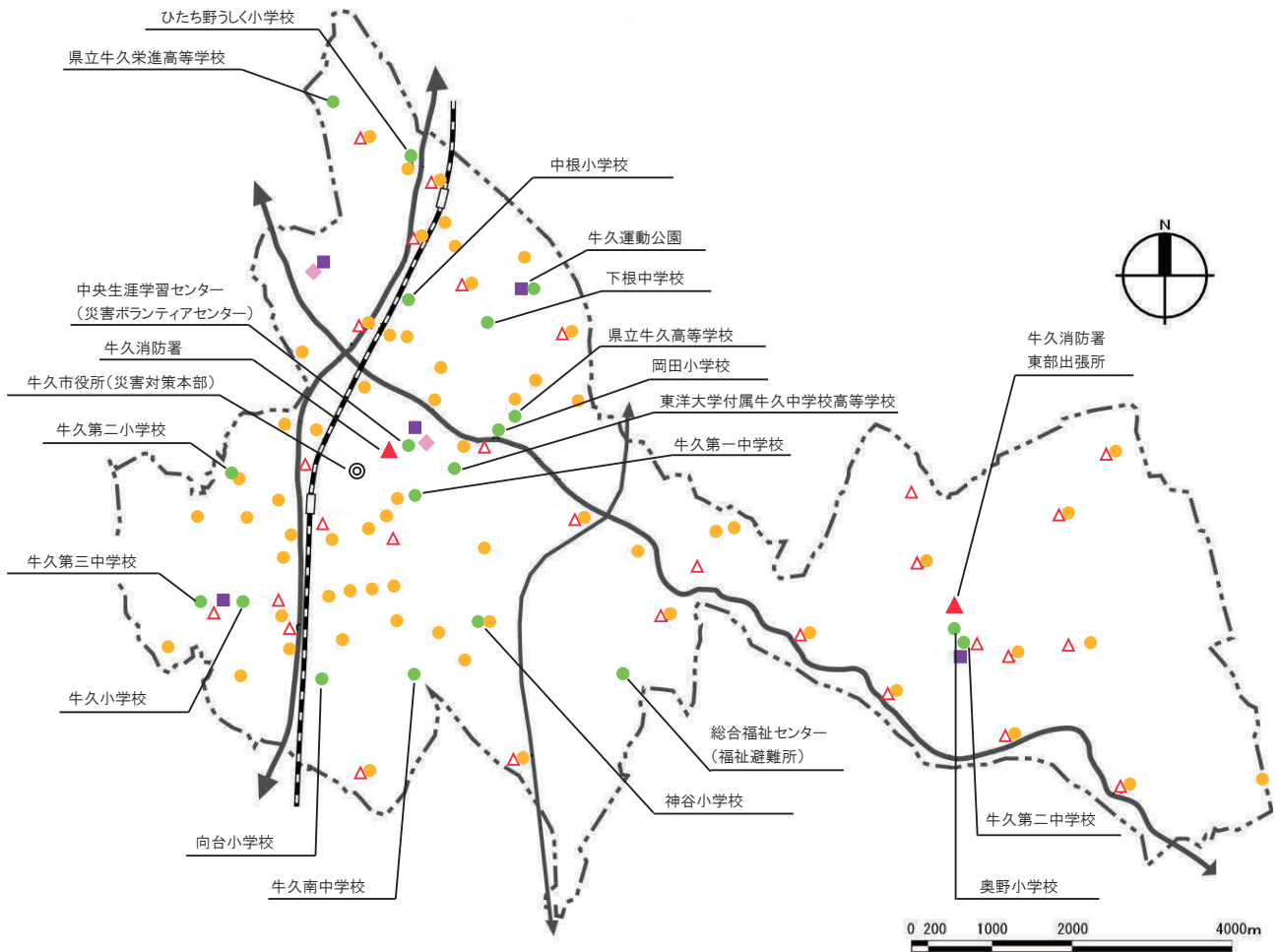
[用語解説]

A E D	「Automated External Defibrillator」。電気ショックを与えて心臓の働きを取り戻すための救命機器。
-------	---



消防ポンプ操法競技大会

[防災関連施設・避難場所位置図]



凡例

- ▲ 消防署、出張所
- △ 消防分団
- 第一次避難場所(指定緊急避難場所)
- 第二次避難場所(指定避難所)
- ヘリポート所在地
- ◆ 拠点医療施設
- ◎ 市役所

第7節 交通安全

交通死亡事故ゼロを目指した交通安全の推進

関連
計画

総合計画前期基本計画

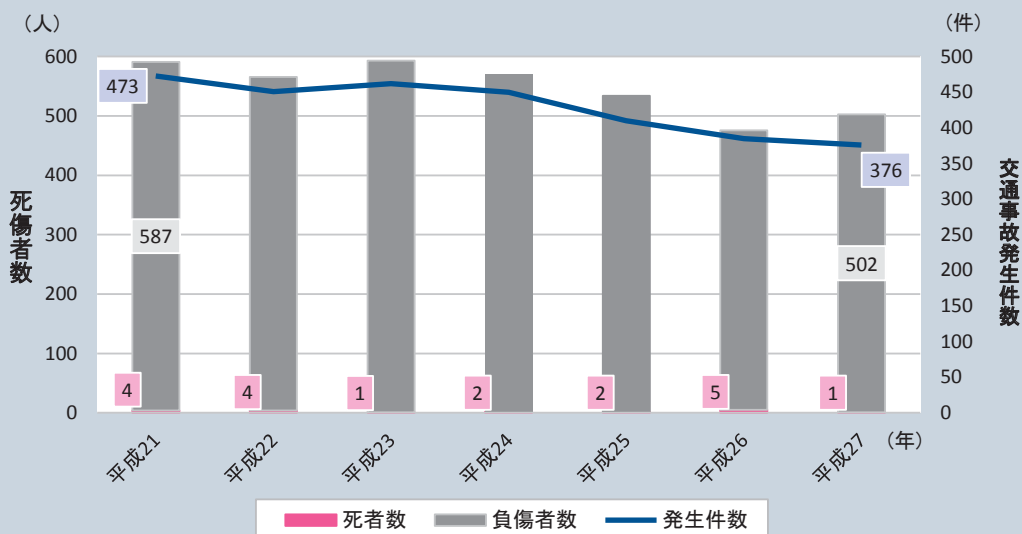
現状

- ◆本市の交通事故（人身事故）発生件数は平成23年以降減少傾向にありますが、平成27年においても1日平均1件以上の事故が発生している状況です。また、高齢者が交通事故の被害者または加害者になるケースが増加しています。
- ◆本市では、幹線道路への歩道設置や各種交通安全施設の設置、子どもや高齢者対象の交通安全教室や高齢者の免許返納へのコミュニティバス※回数券の交付などの交通安全対策をすすめています。

課題

- 交通事故は、被害者であっても加害者であっても、命を落としてしまうことや、重大な後遺症が残る大ケガをしてしまうことなどにより、本人や家族にとってもとりかえしのつかない事態を招くことが多いものです。そのため、交通事故ゼロを目指して、市民、警察、行政が一体となって交通安全に取り組んでいく必要があります。
- 子ども、高齢者、障がい者等の交通弱者の安全を守る視点や、徒歩、自転車、自動車それぞれの安全確保と危険回避の視点などによる道路環境の整備が必要です。
- 万が一交通事故にあってしまった場合の精神的負担や経済的負担を軽減するための相談体制の充実や共済制度の普及をすすめていく必要があります。

[市内の交通事故(人身事故)発生件数の推移]



資料：交通白書、常住人口調査

施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

<p>(1) 交通事故の発生を防ぐ 施設整備を推進する (交通安全施設の整備)</p>	<p>① 関係機関との連携強化などにより、老朽化施設の更新、危険な交差点の改良、カーブミラーや交差点マークの設置等、交通危険箇所における交通安全施設の整備をすすめます。</p>
<p>(2) 交通安全に対する意識や マナーの向上を促進する (交通ルール等の普及啓発)</p>	<p>① 市内各保育園、幼稚園、学校、シニアクラブなどで警察や関係団体との連携による交通安全教室等を開催し、市民の交通安全意識や交通マナー向上を促進します。</p>
<p>(3) 交通事故当事者の経済的・ 精神的な負担を軽減する (交通事故当事者への支援充実)</p>	<p>① 県民交通災害共済の制度周知と加入促進などにより、交通事故当事者の経済的な負担軽減を促進します。 ② 交通事故に関する相談窓口の充実などにより、交通事故当事者の精神的な負担軽減対策を図ります。</p>

目標指標

指標	平成27年度 (実績値)	平成32年度 (目標値)
交通事故(人身事故)発生件数	376件/年	338件/年
高齢者向け交通安全教室の開催回数	57回/年	60回/年

[用語解説]

コミュニティバス

地域共同体、もしくは、自治体が住民の移動手段を確保するために運行するバス。

